

福井県児童・女性児童相談所長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

(令和7年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福井県児童・女性相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 こども本位の支援	10
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制	13
第Ⅲ部 一時保護施設における支援	16
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営	19
アンケート結果	
こどもアンケート結果	23

総評

(2025年12月2日(火)～3日(水) 実地調査実施分)

【はじめに】

福井県児童女性相談所一時保護施設は、令和6年に竣工された新築の施設です。新築にあたっては敦賀児童相談所一時保護施設と合併しました。合併にあたり、両児童相談所の一時保護施設職員は、保護された子どもの支援を行いながら、どんな運営をしていくかを議論して作り上げてきました。スケールメリットを生かして、より質の高いケア、家庭的養育を目指して準備をされてきました。時期的に、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」という）が施行され、新しい支援のあり方が求められながらも、多くの自治体为新基準に沿った子どものケアをどう実現していくか模索していた時期であったと思います。同じ自治体であっても、支援に対する考え方は微妙に異なり、それを整理し統一していく作業は並大抵なことではなかったものと、その苦労を察します。さらに、合併は二つの施設の職員が一つの組織のもとに集っただけでなく、支援体制強化のために職員が増強され、その多くは新任職員でした。そのため、新しい施設は上記のことに加えて、新任職員の育成もしていくことが求められました。

義務とはいえ、合併後2年目にして第三者評価を受審することは、施設の質の向上への強い意欲を感じさせられます。今回の評価に関しては、各項目のS・A・B・Cといった評価ランクの結果に一喜一憂することなく、これを機会に施設改善のためのPDCAサイクルが回っていく一つのきっかけになることを願います。各部のコメントには、改善していくための一定の考え方も示すようにしました。

【優れている点】

1 合併・新築は、住居環境の大きな改善だけでなく、支援体制の強化につながり、福井県の一時保護施設はハード面、ソフト面とも大きく改善した。

全国的には一時保護施設はセンター化ではなく児童相談所ごとの設置や、中核市等が児童相談所の設置に伴い、分離・独立の動きが主流でした。しかし、福井県は逆に合併することによりハード面の抜本的改善や支援体制の強化が図られ、スケールメリットを最大限に生かすことにより一時保護施設のハード面、ソフト面とも大きく改善したと言えるでしょう。

ハード面に関しては、敷地の広さ、施設全体の床面積の広さ、体育館など必要な諸室の整備、個室の確保、セキュリティ等の設備、内装の素晴らしさなど子どもを大切にし、子どもにとって居心地の良さを追求した結果であることが強く感じられます。

ソフト面では、二つの一時保護施設のケア職員の合計を上回る職員数が配置され、合併前の厳しい勤務体制から職場環境や勤務条件は大きく改善し、職員の満足感が高いものでした。施設の質(子どもの生活環境や支援力)の改善に向けての条件が整い、猛烈な勢いで改革が進んでいると感じますが、緒についた段階で、今後の定着や充実を期待します。

2 子どもの意見を大切に、丁寧に対応している

子どもの意見を大切にする方法として、多くの一時保護施設で外部アドボケートの導入が進んでいます。また、国も意見表明支援事業の実施を努力義務として求めています。福井県においても、外部アドボケートを導入し、その意義が子どもや職員に浸透するなど軌道に乗ってきているように感じられました。また、定期的な子ども会議(チャイルドミーティング)の実施や意見箱を設置し、積極的に子どもの意見表明の場を設けています。聞くだけでなく、職員側の回答を掲示物や口頭説明などさまざまな形で子どもに返しています。さらに、日常生活の中でもケア職員が子どもの意見・考えなどに耳を傾け、大切にしている取り組みを行っており、そのことで子ども自身が意見を聞いてもらっていると実感しています。今後、職員集団として日常のサポータティブな関係を大切にしていきたいことを継続し定着させ、誇りとしていくことを期待します。

3 DX化に伴う業務効率の改善とコミュニケーションが活発に行われている

急増する児童虐待相談への対応と、職員の業務負担を軽減し、子どもへの直接的な支援の質を高めるために不可欠とされるDX化に関しては、高い水準と思われました。児童相談システムの中心的なユーザーが相談部門の職

員であることや、一時保護施設職員は交代制勤務であることなどから十分な端末機器が配備されていないことも多い中、福井県では必要な台数の端末機器が配備されていました。また、全庁舎内で大容量高速データ通信が可能だけでなく、出先でも閲覧・入力が可能です。相談記録は一時保護の施設での記録も同じプラットフォームのため児童相談所内の各職種にとって使いやすいものと思われました。

また、さまざまなマニュアルなども、共用サーバーに置かれ、簡単にアクセスできるようになっており、職員にとって使いやすくなっています。

こうした取り組みにより、多職種連携の基本となる情報共有が迅速に行われており、職員はそれを適切に使いこなして良好なコミュニケーションを築いています。

【課題解決に向けて】

1 設備運営基準や新ガイドラインに沿った支援の確実な定着への期待

特に設備運営基準の第8条から12条の規定は、「平等の原則」「権利擁護」「権利制限」「行動制限」「所持品」など日常生活支援における基本原則を示したものです。多くの一時保護施設がこの規定に沿った適切な実践ができるよう、さまざまな試行錯誤を続けている段階です。

当施設においても、この規定に沿ったマニュアル等が定められていますが、日々の実践では、次のようなことがないか確認していただきたいと思います。それは、「子どもへの対応は平等でなければならないとして、一律の管理的ルールを課したり、不適切な行動をした子どもに対して、アセスメントに基づく対応方針に応じた対応ではなく、懲罰的に個別支援と称して集団からの分離支援が行われていたりしていないか」、「懲罰的とまで言えないまでも「やるべきことをやらなかったから、～禁止」や「やってはいけないことをやったから～禁止」など、“取り上げ型”の交換条件の生活指導が行われていないか」、「職員個々人の感覚や判断、あるいは職員の個人的スキルに依存した対応が行われていないか」等が挙げられます。これらの視点で確認していくことも必要ではないでしょうか。

職員アンケート回答では、性問題への対応や、自傷他害の子どもへの支援におけるアセスメントに基づく支援方針の対応で、「できている」よりも、「できている（できていない）ところがある」、「わからない」の回答数が多くなっています。また、自由記述の一時保護施設の課題として、「職員数が多いため、意思の統一や情報共有に一定の工夫が必要である」「児童の退所後を見据えた個別対応が職員個人の裁量に委ねられている」等があります。日々の実践においては、一時保護ガイドラインに沿ったマニュアルどおりに行うことに困難を感じている職員が多いことを示しているように思われました。

従来の「児童養護施設基準に準ずる基準」では、職員体制や専門性の確保等の理由で、子どもの権利擁護や子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことなどの問題が指摘されていたことから、一時保護施設設備運営基準が制定され、一時保護ガイドラインの全面改訂が行われました。「一人のこどものために、必要のないこどもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則」（一時保護ガイドライン）とされています。

改めて、設備運営基準の条文や新ガイドラインの記述を振り返り、職員間で議論していくとよいと考えます。各々の職員が対等に意見を出し合える素晴らしい職場の文化があるのですから、この文化を大いに活用していただきたいと思います。

2 それぞれの専門職の専門性を活かして総合的な検討を

例えば、食事の提供方法においては、生活支援の専門職と栄養士の視点は異なります。生活支援の職員は、子どもが食事をするという行為について、生活の楽しみやリラックス、心理的満足感に視点がいきます。一方、栄養士は、必要な栄養素が摂取されているか、塩分摂取が過剰でないかなどの視点を持ちます。看護職員は、アレルギーが確実に除去されているかなどの視点を持つでしょう。これらの視点は時に衝突することもあるかもしれませんが、どちらかの専門職が意見を取り下げるのではなく、それぞれの専門職の立場から議論して、より適切な方法を導くことが重要と考えます。

また、例えば、心理専門職は、生活場面で問題となった出来事や言動、子ども同士のさまざまなトラブルに関しても、トラウマの捉え方や発達障害児の認知・行動特性の面から、適切な対応方法に関して示唆に富む知見を持っています。しかし、生活の現場では、集団生活であることや集団マネジメントの観点から、心理職員の考える必要な支援を行うことは困難だと感じることもあるかもしれません。

A 専門職の主張どおり A の方法で行うか、B 専門職の主張どおり B の方法で行うかの 2 者択一ではなく、各専門職の考える必要な支援をお互いに尊重しあいながら、それぞれの専門職が子どもにとって今重要なことは何かを模索していくことが専門職連携に求められることではないでしょうか。

以上のことから、今後、それぞれの専門職がその専門領域に関してさらに専門職同士で十分に協議して総合的な回答を出すことがケアの質の向上や、子どもの最善の利益につながると考えます。

3 リスクを理由に常に全面的に禁止などとすると逆に子どもの発達を損なう場合があるので再考を

例えば、男女完全分離による支援は、福井県に限らず過去第三者評価を行ってきた一時保護施設でも実施されていることが確認できています。男女完全分離支援を行う施設の多くは、過去に入所児童同士の恋愛感情の高まりや個人情報の交換によって一時保護解除後の交際に発展し、結果的に不適切となった事例や性被害児童の存在を挙げます。一方、そのような事例がありながらも、男女完全分離には至らない運営や支援を継続している一時保護施設もあります。男女は責任を分担し協力していくことが重要ではないでしょうか。また、一般社会において、男女が全く接触しないことはありえないことです。このようなことから、男女一緒の場面は子どもの健全な成長に欠かせないものと考えられることから、そのメリットを生かすためにリスクを最小限に抑える方法を検討し、実施しています。なお、性問題に関する参考文献として「情緒障害児短期治療施設における性問題への対応に関する研究（第 2 報）」(子どもの虹情報研修センター平成 23 年度研究報告書)があります。本文献の研究フィールドは情緒障害児短期治療施設(研究当時、現児童心理治療施設)で一時保護施設ではありませんが、男女分離をしない方法での施設運営について大変参考になる文献ですので、一読いただくことをお勧めします。

所外活動の実施に関しても、所外で活動することは、無断外出や保護者により連れ去りのほか、事故にあいやすいなどさまざまなリスクが考えられます。しかし、一時保護中は所外活動を全く行わず、所内活動だけだった場合、子どもの精神的ストレスが高まり、結果的に一時保護施設での生活が不適切になってしまうことも想定されます。さらに、所外におけるさまざまな体験は、子どもの健全な成長に大きく寄与するメリットがあります。

このように一時保護施設では、上記の例に限らず、多くの場面でリスクの有無や程度を慎重に見極めるべき場合が少なくないでしょう。しかし、十分な検討を行わないまま、単にリスクを理由として望ましい支援や事業を実施しないことは、子どもの成長の場を奪うことにもつながるのではないのでしょうか。

どのようなリスクがあり、それを最小限にするにはどうしたらよいか、そのリスクは社会的に容認できるレベルかなどを検討していくことが重要と思われれます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○継続的・主体的学びによりケアスキルの向上など専門性の維持・向上を 一時保護された子どもの適切なケアアセスメントを行うには、保育士としてあるいは児童指導員としての基礎的な専門知識を土台にして、被虐待児の特徴や支援の方法、発達障害を有する子どもの特徴や支援の方法、さらに集団マネジメントなどの専門的知識に基づいた実践力が欠かせません。そのためには、OJT（ケース会議やケース検討会を含む）やOff-JT（スーパービジョンを含む）を継続的に受けていく必要があります。積極的な学びを進めることを期待します。</p> <p>○積極的な職員提案などボトムアップの意思決定方法や職場文化を 現場職員がいきいきと業務を続け、実践を重ね、専門性を高めていくには、上司や先輩からの指示だけでは、不十分です。主体的に業務にかかわることが欠かせないでしょう。特に、若い職員は大学等で最新の学問を学んできています。こうした職員が、積極的に提案していくなどボトムアップの職場文化を定着させていただきたいと思います。</p> <p>○ケア職員は子どものフォーマルアドボケイトの中心的な担い手であることに誇りと自信を 意見表明支援事業に取り組み、外部アドボケイトが定期的に施設に訪問しています。子どもの意見表明支援は、外部アドボケイト導入によってのみ果たされるのではなく、日々子どもと接しながら子どもの表情や言動、様子を観察することで子どもの意見を把握し、寄り添う支援を行うフォーマルアドボカシーも重要です。外部アドボケイトの導入は、フォーマルアドボカシーの重要性を高めます。ケアワーカーだからこそできる生活の中の言動や表情から把握できる Children's View に一時保護施設職員一人ひとりが誇りと自信を持っていただきたいと願います。</p>
児童相談所 (一時保護施設)	<p>○上述の職員に求める「課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等」を児童相談所としての課題として捉え、職員自ら検討できるよう積極的にサポートされることを期待します。</p> <p>○次項記述の自治体に求める「課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等」を児童相談所として、本庁に要望していただきたいと思います。</p>
設置自治体	<p>○財政支援の充実を 遊びやレクリエーション、文化活動、創造的体験の充実のためにより多くの予算措置が講じられることを望みます。遊びは、子どもの権利条約第 31 条「休息、余暇及び文化的生活に関する権利」でも謳われている重要な子どもの権利であり、また、権利条約の一般原則の一つである発達の権利でもあります。豊かな遊び体験や文化活動、創造的体験の格差は、自己肯定感、学習意欲、社会性の成長を阻害し、その後の人生のウェルビーイングに悪影響を与えることも明らかになっています。貧困の世代間連鎖の解消や小児逆境体験の克服に欠かせない保護・補償的体験を充実させる意味でも、遊び、レクリエーション、文化活動、創造的体験の充実が図られるよう十分な予算措置が行われることを求めます。</p> <p>職員は少しでも子どもの生活の質を上げるために職員の私費や私的時間を費やして、一時保護施設の子どもの豊かな遊びやレクリエーション活動の充実に努めています。また、日本語が獲得されていない子どもとのコミュニケーションのために、職員の私物を利用して通訳を行っていました。</p> <p>このようなことが起こる背景として、「奉仕」「献身」などの職業倫理が美德とされる文化が払しょくされていないことも考えられます。</p> <p>自治体として職員の犠牲に頼らない施設運営が確実にできるよう予算措置が必要です。</p> <p>○研修機会の確保と拡充 設備運営基準第 17 条第 2 項において、「都道府県知事は、一時保護施設の職員に</p>

	<p>対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない」と職員研修の機会確保が義務付けられております。職員の資質向上は、新任・転任者等初級レベルから、経験年数数年の中級レベル、施設管理者、職員指導教育担当職員やその候補者の上級レベルと、各育成段階に応じて行われる必要があります。こうした研修の成果が現場実践に生かされて確実な支援・ケア水準の向上につながります。初級レベルでは、その研修講師や助言者、コーディネーターの多くは児童相談所や一時保護施設の現場職員で対応が可能ですが、受講する現場職員と講義を行う現場職員が現場から離れられる時間が必要となります。また、講義を行う職員は準備する時間も必要になります。必要な職員数の算出に際してはこうした時間も、業務量として計上する必要があります。中級、上級とレベルが上がるに従い、より専門性の高い研修となるため、遠方から講師を招いたり、あるいは全国研修などに派遣することが必要になってきます。研修機会の確保については、このように様々な視点をもって必要な予算、業務としての位置づけ、仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>○通学が実現できるよう積極的支援を 現在、子どもたちの通学がほとんど実現できていません。全県で1か所の一時保護施設であり、通学を実現するにはそれなりの予算や人的資源の投入が不可欠です。設備運営基準では、通学を希望し、通学に支障のない子どもたちについては、通学支援することが求められています。</p>
<p style="text-align: center;">国</p>	<p>○職員の専門性を高めるための支援や仕組み構築を 一時保護施設職員の専門性を高めるために、次のことを希望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの生活を支える職員が、現場を離れて研修に参加することは、さまざまな困難があります。子ども家庭ソーシャルワーク資格取得と同等以上の代替職員の賃金補助を求めます。 2 専門性向上は研修受講だけでなく、さまざまな先進的な取り組みを知ることが必要です。全国の一時保護施設職員からアクセスできる、好事例のデータベース等の設立を求めます。本件のような優れたハード面の整備も貴重な好事例です。

第 I 部 こども本位の支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

1 職員が子どもから信頼されている

職員が密に情報共有する等して、チームとして入所児童の支援に取り組む姿が確認できました。職員によって入所児童との心理的距離は様々だとは思われますが、概ね丁寧な関りがなされており、子どもたちが職員に信頼を寄せている様子が窺えました。

2 意見表明権保障と意見への回答がきちんと行われている

意見箱の設置や外部アドボケートの採用等子どもの意見聴取に努めています。意見箱に投函された要望に対しては、適時にフィードバックを行い、回答はリビングにも掲示しています。自分の意見が検討されて返事が返ってくることは、子どもの自己肯定感を高め、意見表明への意欲の高まりにもつながります。子どもインタビューでは、意見を言っていいたいこと、意見を聞いてもらえることを子ども自身が高く評価していました。また、職員は子どもの意見の把握を子どもの権利条約における本来の意味である Children's View の姿勢をもっていることも感じられました。

【今後の取組みへの期待・提案】

1 子どもに大切な存在であることのメッセージを

入所時の説明は、子どもが深い傷つきを抱えているという理解のもと、「あなたは大切な存在」ということが伝わるような工夫が期待されます。また、現時点で子どもの権利ノートは作成されておらず、県内の施設等の権利ノートを参考に作成中とのことですが、作成にあたっては他県の好事例も参考にしながら、子どもたちが自分を大切な存在として認識でき、幸せであることを求めて良いということが理解できるような内容になることを望みます。

2 トラブル予防的支援の強化を

子ども同士のトラブルへの対応に関し、予防的な関わりが弱いように思われます。一時保護施設に配置された心理療法担当職員の専門性を活用して、特性への理解や状況分析を踏まえたコミュニケーション支援や状況理解の支援等を行うことで、トラブルに至る前の対処が可能になると考えられます。

3 ルールの必要性や合理性についてさらなる検討・見直しを

私物の持ち込みは可能とされていますが、基本的には必要最低限のものが認められているように思われます。食事や遊び時間の使い方等日常生活に関するルールも様々あり、やや管理的な印象があります。ルールは子どもを管理するためのものではなく、子どもの安全を守るためのものという理解に立ち、またルールが子どもの権利を制約しかねないものとの認識をもって、ルールの必要性や合理性についてさらなる検討・見直しをしていただくことを期待します。なお、その際に子どもたちが参加できると一層良いでしょう。

4 フォーマルアドボカシーの強化を

一時保護施設職員一人ひとりが子どものアドボケートであることを自覚し、日常生活の中で子どもたちがふと語る本音や生活態度に現れた意向をくみ取り、より積極的に担当児童福祉司等に伝え、援助方針(保護中の面会や通信を含む)の検討に活かしていけると良いでしょう。

5 男女完全分離の生活・活動の要否の検討を

男女が完全に分離された状態は、一時保護施設外での子どもたちの日常とは大きく異なります。男女を完全

に分離した生活は、性的な問題発生防止の観点からは望ましいかも知れませんが、保護以前に児童がいた生活の場とは大きく異なっています。子どもの成長発達の観点からは、男女が共に遊ぶ機会や一緒に食事をする機会があっても良いのではないかと思います。

また、男女を完全に分離すると、性同一性障害の子ども等の受け入れが困難になることも予想される他、行動観察にも一定の限界が生じるのではないかと考えます。当施設は、男女はすべての場面において男女完全分離を前提にした間取り(例えば、トイレの位置、居室前を通らないと学習室に行けないなど)のため、一緒に活動の設定は困難であるかと思われます。本来、社会は男女が個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることが重要です。男女間のトラブル(特に性的トラブル)回避の目的達成のためだけに男女の完全分離が必須か改めて検討していただき、適切な性教育を行うことを前提とした男女混合支援を、可能な範囲で実施することをご検討いただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.5	個別支援を適切に行っているか	A
No.6	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	B
No.7	子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
No.8	子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか	B
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか	B
No.11	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No.12	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

1 十分に広く最新の設備をもった建物で良好な住居環境である

福井県児童女性相談所一時保護施設は、令和6年に竣工された新築の施設です。新築にあたっては敦賀児童相談所一時保護施設と合併しました。延べ床面積は1,772㎡と子ども一人当たりの床面積は71㎡となり、圧倒的広さを誇っています。

また、内装には木材をふんだんに利用した温かみのある環境となっています。個室中心の居室であり、内カギも付けられるなどプライバシー保護や子どもが持つ侵入恐怖に対応できるようになっています。バックヤードを持ち、深夜の緊急保護時などには他の子どもの生活に支障がない作りとなっています。さらに、中庭があり、気軽に外遊びができるだけでなく、視界も良好で中庭方向には解放感を感じることができます。

施設の物理的環境は日本屈指であり、県庁が一丸となり力を合わせるとこまでの環境整備ができることを示したものとと言えるでしょう。

2 ICT技術を使いこなし、チームワークの向上に役立っている

県庁としてチャットアプリが導入されています。また、児童相談所支援システムや共用サーバーをも職員が使いこなし、情報の共有化や効率化が図られています。こうした業務環境の整備はチームワークの向上に貢献しています。

3 職員の心理的安全性が確保されている

合併により施設の物理的環境が劇的に改善したこと、敦賀児相一時保護施設職員との合計数よりも手厚く職員配置がされる等、職員体制を充実させたことにより職員は働きやすさを実感しており、誇りをもって業務に臨んでいる様子が見受けられました。職場の心理的安全性の確保やOJTにより、若手職員へのサポート体制もできているように感じられました。

4 映像記録の使い方が適切である

屋内には、個室を除き様々な場所にカメラが設置されており、撮影された映像を使って、子ども同士のトラブルが発生した場合の経過の確認や、トラブル発生時の職員の対応の振り返りなど適切な範囲で使用されています。しかし、生活の場を常時カメラで撮影することは、プライバシーの侵害の問題にもなり得ますし、現在は施設の理念や目的に沿った利用がなされていたとしても、時間の経過や職員の交代等により、ルールがあいまいになる可能性がありますので、今後、取得する情報の範囲や取得及び利用目的、管理方法、保管期間等をガイドラインに定めて運用することを検討していただくことを期待します。

【今後の取組みへの期待・提案】

1 広い施設であるがゆえの困難点

十分な広さの住居環境や男女完全分離支援の結果、夕方から夜間にかけての子どもの居場所が分散されています。1か所に集めて生活させることを強要すると、子ども同士のトラブルは確実に増えるので、分散されること自体は適切と思われますが、本施設では数人で過ごすパブリックスペースが非常に離れてしまい一部職員の目が届かなくなる面も否定できません。

保護された子どもの生活場所がこのように構成された場合、職員の手が足りていません。特に夕方から夜にかけて図面上で子どもがどこにいるか、その際、職員はどこにいてどう対応するかなどをシミュレーションし、職員の動きや勤務配置を検討されることをお勧めします。現状の体制で難しければ、職員増を求めることも必要でしょう。

2 音響環境の改善を

掲示物などにより無機質化を防いで、温かみのある施設になるよう工夫されています。しかし、反響音が思った以上に大きいと感じられました。パブリックスペースに吸音効果のあるカーテンや家具などが少ないことも要因の一つと考えられます。子どもの人数や活発な子どもがいた場合、その歓声などは騒々しさが拡大します。一時保護されることが多い発達障害児には感覚過敏の特性を持っている場合がされていますが、とりわけ聴覚過敏の子どもにとっては、騒々しくなる生活環境は高いストレスとなります。年少児の聴覚過敏は子ども自身が自覚をしていない場合が多く、高ストレスからイライラが高じ、思わぬトラブルを生じることもあります。簡単で気軽な対策されている吸音カーテンの設置や家具や布製品を置くなどされてはいかがでしょうか。

3 執務室のありかたの検討を

子どもたちの生活スペースから見える執務室の窓には、スモークフィルムが貼られていました。これまでのトラブルへの対応の結果とのことですが、本来的にはスモークフィルムがない状況に向けて進むことが必要ではないでしょうか。スモークフィルムを貼ることにより、子どもから執務室内が見えなくなり、子どもが目に見えるべきでない事柄を見られずに済みます。しかし、子どもから執務室内に職員の姿を見て確認することは安心につながることも少なくないのではないでしょうか。また、職員は執務室内から子どもの様子が把握できません。何かあった時に職員がすぐに駆け付けられることができなくなることも考えられます。ケアのあり方とも関係していることと思いますので、ケアのあり方と一体的に議論することをお勧めします。

4 夜間体制の検討を

子どもの就寝時間以降は宿直体制となっています。宿直時間が 22 時～6 時までと大変に長い設定の結果、職員の拘束時間は 25 時間にも及んでいます。そもそも 22 時～6 時に行う業務内容は、緊急入所対応、不安な子どもへの対応、トラブルがあった場合の対応、睡眠状態の観察など健康観察など多岐にわたります。緊急対応などの場合は、時間外勤務扱いとしているとのことですが、そもそも社会福祉施設における宿直業務として認められるのは、オムツ替えや検温など介助作業であって、軽度かつ短時間の作業で一晩に 1～2 回で、1 回が 10 分以内程度に限られるとされています。現状の労働実態に照らした場合、宿直の範囲を逸脱しているのではないかと疑問も残ります。宿直か夜勤かの検討が望まれます。また、一時的とはいえ、宿直の基準である週に 1 回程度から逸脱している勤務体制も確認できました。長く健康で働き続け、専門性の向上やその蓄積と、ワークライフバランスの観点から見直しが求められるのではないのでしょうか。

5 小規模ユニットケアのメリットを生かしながら職員の業務の平準化の実現を

小規模ユニットケアは「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障することによるいくつかのメリットがあります。具体的には、「一般家庭に近い生活体験を持ちやすい」、「子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい」、「集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい」、「安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める」などがあげられます。これらの利点から、一時保護施設においても導入が推奨されています。当施設に関しても、100%近い入所率となった場合は、やや小規模ではなくなるものの、平均的な入所状況では小規模集団になります。小規模ユニットケアは、基本的にはユニットごとに職員集団を構成し、その職員集団でユニットの子どもたちをケアすることによって上記の意義の達成が容易になります。しかし、一時保護施設は入退所が頻繁で、性別年齢などが偏る場合が少なくありません。実際に訪問時も、学齢児童では、男女の間に数倍の開きがありました。ユニットに多数の子どもが保護された場合や、課題の大きい子どもが入所している場合（人数が多ければその可能性は高まる）、どうしてもその担当職員は多忙になり、職員グループ間の業務量格差が生じます。集団構成が日々変わっていく一時保護施設においては、このことにどう対応するかは大きな課題と言えます。ユニットごとの職員集団は構成せず、全部の職員集団からその日ごとにユニットを割り当てる方法とすると職員の業務量の平準化は達成できますが、子どもと職員の関係は作りにくくなり、小規模ユニットケアの意義が半減してしまいます。

当施設においても工夫はされていますが、改善に向けて工夫・検討の余地があるように感じました。モデルとなる実践例も多いとは言えず、当評価ではこの問題に関して具体的な提言はできませんが、全国レベルの実践交流等によって適切な対処法を見出すことを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	S
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

1 合理的な理由のない制限はなくそうとしている。

髪の色は制限なし、ピアスは文化的なこともあるので外せる子は外してもらおうが強制しない、私服は2～3着、多い場合は個別に検討することや、貸与服は、どれがいいと選んでもらう、下着は新品購入など子どもを大切にしている良い取り組みです。

2 個の実情に応じた学習支援で自己肯定感や達成感を高めている

入所している子ども個々の学習進度に合わせて学習指導がなされている点、子どもが自ら目標を立てて学習に取り組む方法がとられている点は、子どもの自己肯定感の向上や達成感が得られる点で優れていると思われます。

3 一時保護解除後の方向性を丁寧に子どもに示している

児童自立支援施設への入所が援助方針となっている場合には、その子どもに早めに援助方針を伝えて、その必要性を繰り返し伝え、十分に納得した上で入所できるように丁寧に関わっています。子どもの最善の利益と子どもの意見が衝突する場面ですが、そのことを真正目から受け止め対応していく姿勢は高く評価します。

【課題改善に向けて】

1 レクリエーション活動の充実を

・レクリエーションの質を上げることが必要です。特に外出の機会を作っていくことが必要です。中高生と小学生では求める内容も異なりますので、子どもたちと一緒にレクリエーションを考えていくことをお勧めします。

・子どもたちのヒアリングでは、特に高齢児から体育館をもっと使いたいという声がありました。具体的には土日の日中の時間帯とのこと。職員配置上難しいことであると推測をしますが、行動を制約されている子どもの遊ぶ権利の保障の観点から踏まえてシフトを見直すなど、レクリエーションのあり方についてあくまで子どもを中心に検討し、全体的に見直しが必要だと思われます。

2 子どもとの対話のありかたの検討を

子どもたちのヒアリングでは、「この一時保護施設の職員の人たちは「お金がない」とよく言う」と聞き取れました。それは事実かもしれませんが、この返答は「これ以上子どもたちの声は聞かない」という暗黙のメッセージを伝えていることとなります。子どもたちと一緒に生活する大人としてどのように返答するが適切なのか組織的に検討することをお勧めします。

3 年長児童の支援レパートリーの拡大を

高校を退学した子どもについて、一時保護施設から、短期のアルバイトに行くなど、社会経験を積ませるような支援を検討することはできないでしょうか。特に高齢児が一時保護施設内で時間やエネルギーを持って余していないかについて、繰り返し点検していくことが必要です。

4 食事提供のありかたの検討を

食事については、栄養管理面だけではなく、食べることの楽しさや喜びについても着目したバージョンアップを期待します。献立表は成分表となっており、子どもたちが献立表を見て、楽しさを感じることは難しいのではないかと

思います。温かいものは温かく食べることを基本として、子どもたちと一緒に食事のあり方について話し合うことをお勧めします。また、子どもたちからのヒアリングでは、すぐにお腹が空いてしまうという声もあり、退所時アンケートでも食事についてのコメントが多々認められました。このように、議論するための材料は既に沢山あるように見受けられました。

議論していただくにあたっては、こども家庭庁が令和 7 年に発行している「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を参考にされることお勧めします。ガイドでは、第一章のポイントに「こどもの食事、特に乳幼児期の食事は、こどもの心身の健全な発育・発達を促し、豊かな人間性の形成、また、健康な生活の基本として「食を営む力」を育むという観点から重要です。」、「様々な発育・発達段階のこどもが生活する児童福祉施設においては、こども一人一人の状況を考慮してこどもの食事・食生活を支援することが大切です。」と示されています。

5 心理療法担当職員の専門性を発揮できる支援を

一時保護施設に心理療法担当職員が配置されていますが、心理療法担当職員のパフォーマンスをより高めることで、トラブルの予防的なかかわりが可能です。子どもたちへの心理教育をグループで行うなど工夫できることはあるかと思えます。また、個々の子どもの支援をどのようにしていくかを検討し、実施していくうえでは、各専門職がそれぞれの専門性を発揮して議論していくことが重要です。そのための仕組みや組織のありかたなどを検討されてはいかがでしょうか。

6 アセスメントや行動診断に心理療法担当職員の活用と観察会議の方法の検討を

・職員が丁寧に行動観察をされ、詳細な記録を作成して児童相談所と情報共有がなされていますが、観察結果に基づくアセスメントは、相談部門に委ねている印象を受けます。生活の場で子どもと接する心理療法担当職員によるアセスメントは、児童相談所で児童心理司が行うアセスメントとは異なる結果となる場合もあり、それが子どもの援助方針決定には重要な情報となり得るものと思われまます。このようなことから、一時保護施設に配置された心理療法担当職員の活用が期待されます。

・観察会議については、一時保護ガイドラインは、「（略）個々のこどもの行動観察結果、聴取できたこどもの意見、そこから考えられるこどもの行動の背景、それに基づく一時保護施設内における援助方針について確認するとともに行動診断を行うこと」とされています。子どもの行動を複数の職員による目で確認していくこと、相手をする職員の違いによる言動の相違を確認していくことも重要なことです。最も重要なのは、その子どもがとる行動の背景を環境や生育歴、心理面などの背景も検討しながら、その子どもの取る行動の意味を考察していくことではないでしょうか。

当施設での観察会議は、担当の児童福祉司と児童心理司、一時保護施設からは担当者と SV の参加により行われています。援助方針会議に向けて、児童相談所としての支援方針を立てるための、論点整理や各担当者間での意見の統一に重きが置かれているように感じられました。

しかし、一時保護ガイドラインが示す観察会議に向けては、できるだけ多くの一時保護施設職員の参加が必要と思われまます。一時保護施設は、シフト制勤務であることや子どもの支援のために現場から離れられない職員がいるなど、全員参加による観察会議を行うことはできません。シフト作成や一時保護施設内の協力体制などの工夫により、担当者以外の職員も参加できる観察会議ができるとよいと思われまます。観察会議で他の職員や他職種の考え方を聞いたり、議論に参加していくことは、職員の行動診断力を向上させるという研修的意味合いもあるのですから。

7 一時保護解除にあたっては、一時保護施設側からの積極的に発信を

退所時、施設入所措置や里親委託となる子どもに対しては、事前の訪問や交流、一時保護施設と施設等との情報共有が行われているようですが、家庭復帰の場合の支援がやや手薄なように思われまます。一時保護施設だけで決められることではありませんが、保護施設職員が、直接父母や、地域の支援機関との間で、子どもの行動上の特性や接する上での留意点、伸ばしてあげたい点等を相談部門と共有できると一層良いと思われまます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	B
No.39	食事を適切に提供しているか	B
No.40	こどもの入浴は適切か	S
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	B
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

1 各種の業務マニュアルが整備されている

理念、基本方針、各種災害時の対応、暴力対応や無断外出や子どもが所在不明となった場合の対応等のマニュアルが整備されています。また、意見箱や子ども会議(チャイルドミーティング)に関して、その目的や運営方法に関して要領が作成され、一定の水準が確保できるよう取り組まれております。

【課題解決に向けて】

1 自己評価や第三者評価だけにとどまらない質の向上の取組みを

質の向上のための仕組みとしては、支援の質向上のために職員の専門性の向上が欠かせません。児童相談所内や自治体としての取り組みの強化が求められます。

まず検討していただきたい点としては、職員研修の充実です。虐待経験による傷つきを抱えた子どもや発達課題をもつ子どもへの接し方については、OJT による研修・習得が中心となっていますが、夜間の支援員も含めて、研修等を通じて知識として学ぶ機会もあると良いでしょう。知識の習得と体験を積み重ねる中で、職員のスキルアップが図られることを期待します。国立武蔵野学院人材育成センター等の外部研修への出張だけではなく、一時保護施設に配置されている心理療法担当職員が研修の企画にかかわったり、児童相談所職員による講義を広く行ったりする等、内部でできることもあるかと思えます。職員それぞれの強みを活かして、組織内を活性化できると良いでしょう。さらに、他の自治体と実践交流するなど有効と思われれます。

2 いくつかのマニュアル内容の再検討を

・暴力発生時のマニュアルが整備されていますが、もう少し緻密に作りこむ必要があります。その際「包括的暴力防止プログラムの理論と実践」が欠かせません。暴力対応について職員を守る仕組みづくりを行わないと、暴力対応に疲弊した職員の離職や強い異動希望に繋がりがやすくなるのが懸念されます。したがって、職員を守るためのマニュアル作成は欠かせないと考えます。その際は、家庭裁判所送致のことなども触れておくとういでしょう。

・感染症対策として、一時保護直後は個室にて健康観察を行うとのことですが、感染症対策は必要であるのが前提ですが、保護直後の子どもたちは不安な気持ちを抱えています。保護直後の不安な気持ちなどを受け止めるケアとして、さらに出来ることはないかを職員間で再検討することをお勧めします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	B

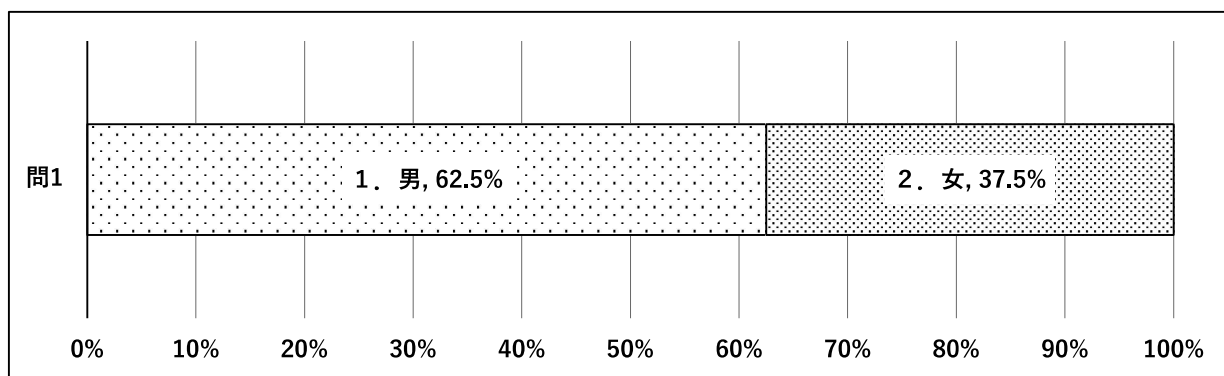
こどもアンケート結果

(2025年10月実施)

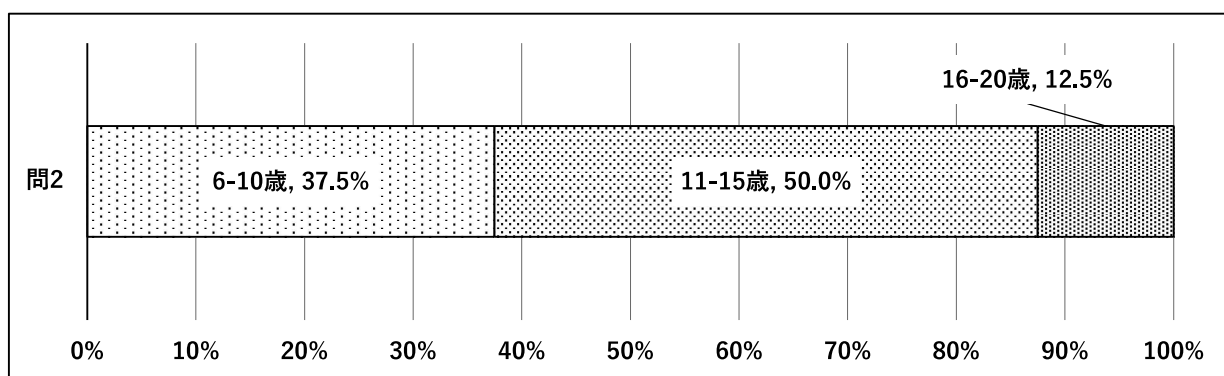
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：24人

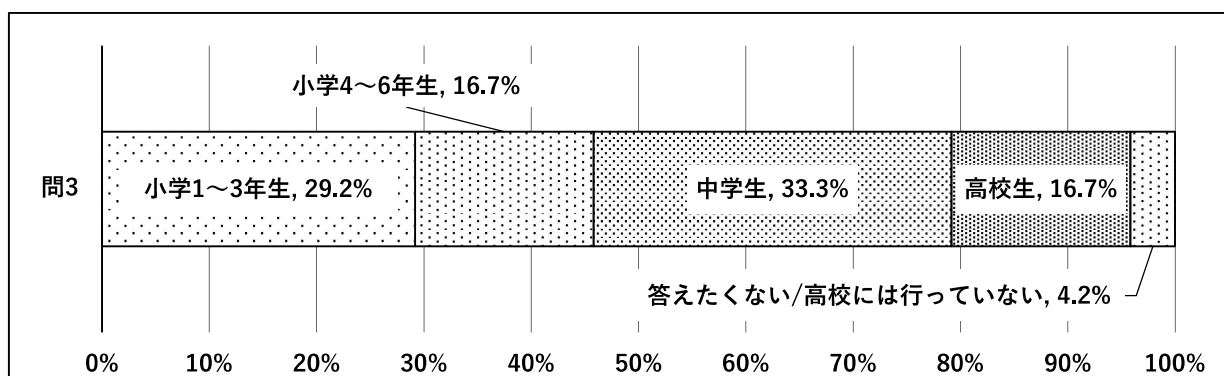
問1 性別は。



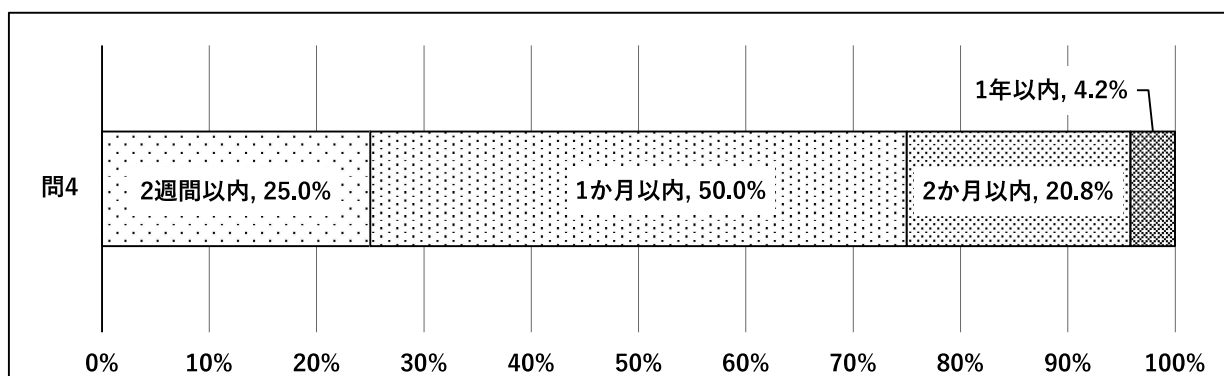
問2 年齢は。



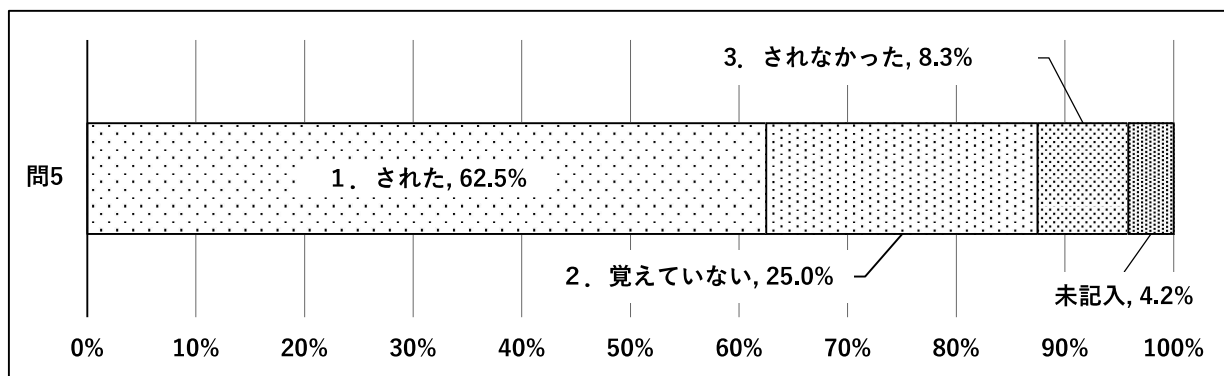
問3 学年は。



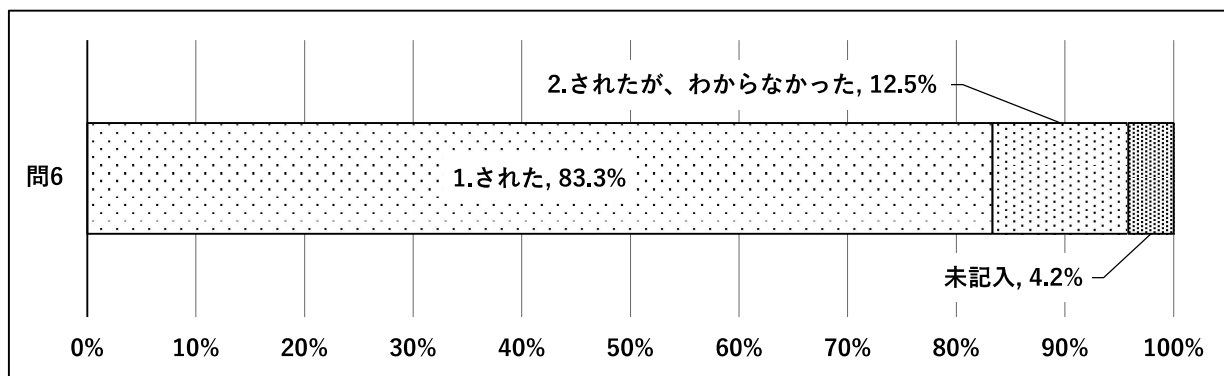
問4 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



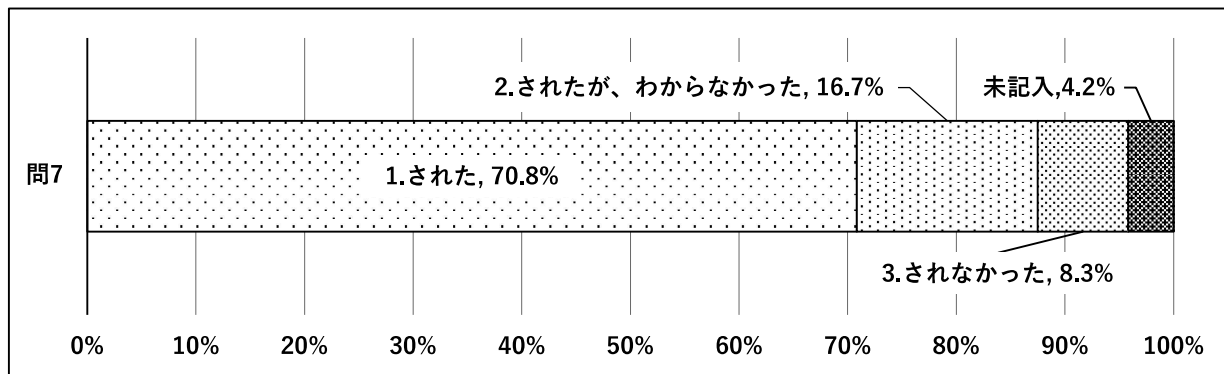
問5 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



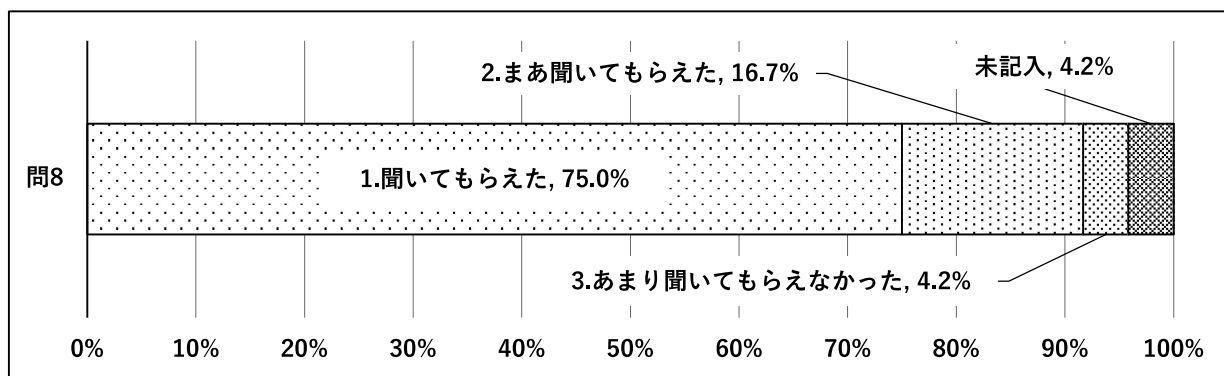
問6 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



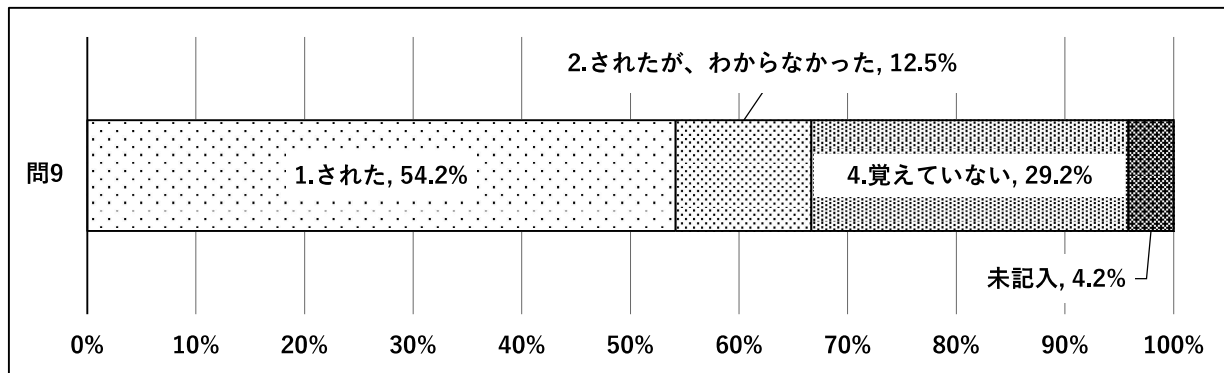
問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



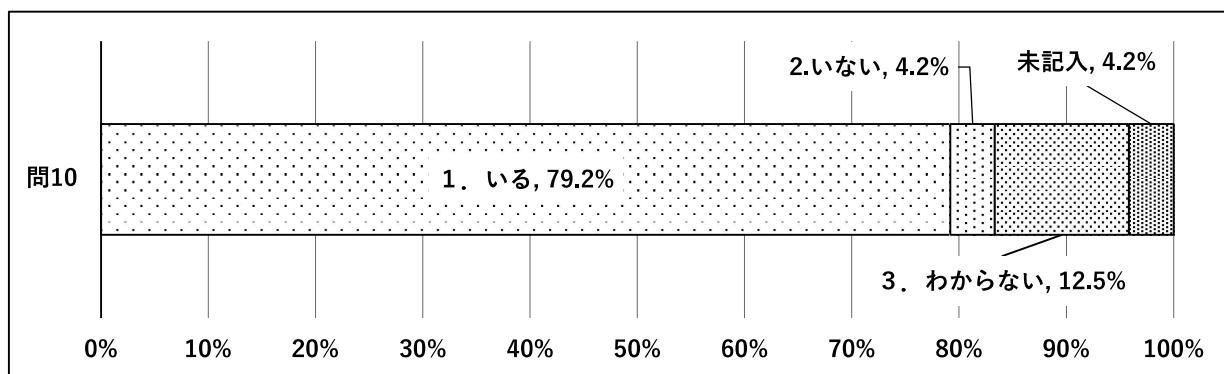
問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



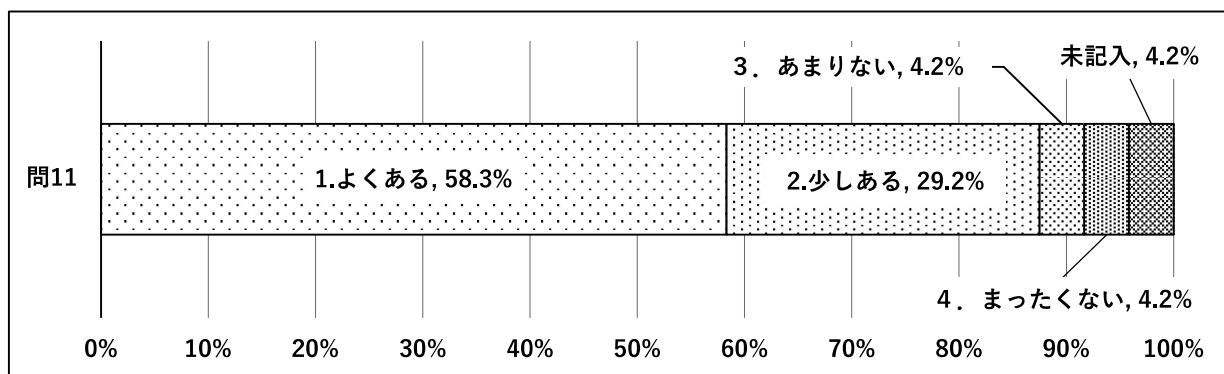
問9 この職員や児童相談所の人から、「こどもの権利」について説明されましたか。



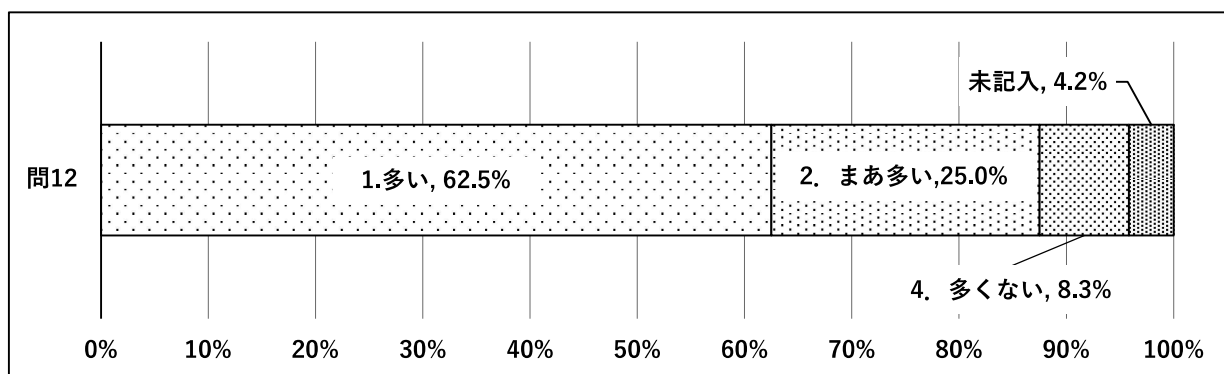
問10 この職員や児童相談所の人で、あなたがなんでも話せる人はいますか。



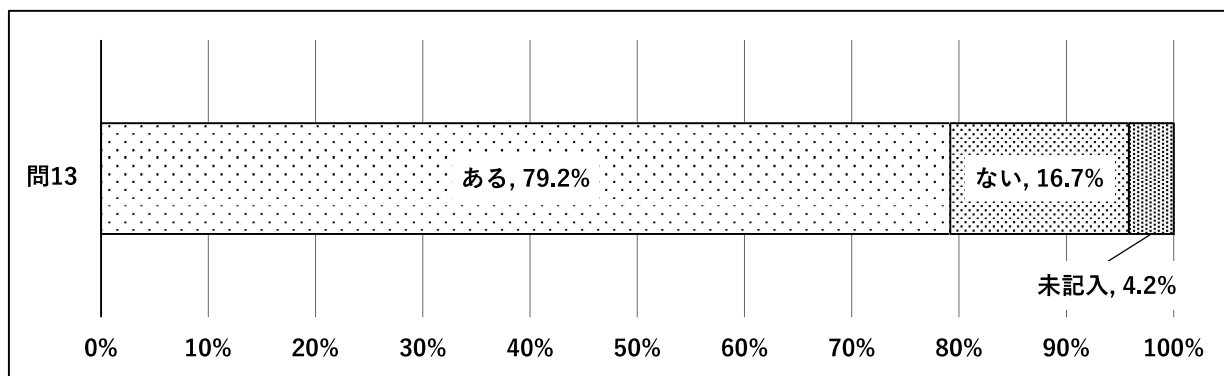
問11 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問12 自由に過ごせる時間は多いですか。



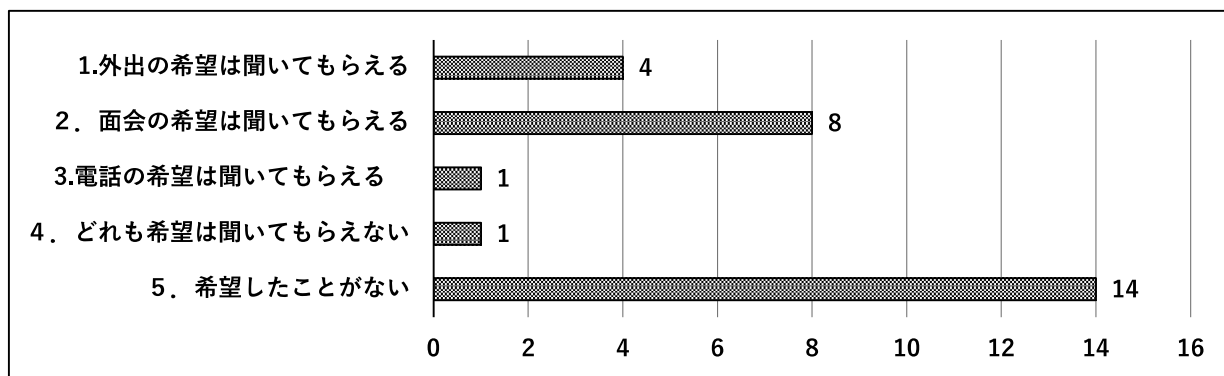
問13 自由時間で楽しいことはありますか。



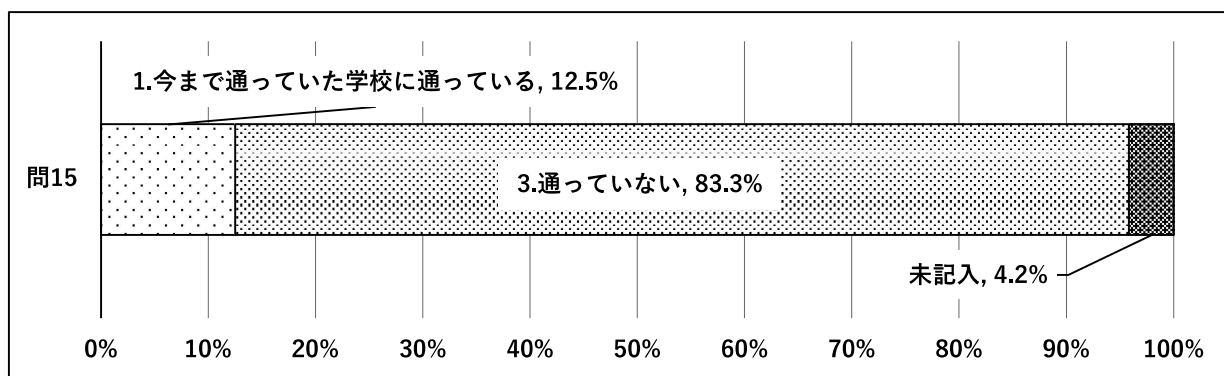
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
みんなと関われること
漫画を読む
DVDを見る
まんが、パズル、テレビ、おもちゃ、えんてい、たいいくかん、かんこくご
園庭に出て、外の空気すえること。
ゲーム
ゲーム
レゴブロック遊び
TVや漫画がみられるのが普通に優しい一面があると思いました。けどスマホ触れないのが痛かった。
たいいく
楽しいことは、みんなと、ゲームやレゴで遊ぶ。
そとであそぶこと
一時ほごしょのみんなとあそぶこと
ラッキュ
体育館のサッカー
個室でDVDを見れたこと
ゆうぐであそぶ
みんなとゲームをしたり、音楽を聞きながらマンガを読んだりすること
テレビ見れました。
みんなでパズルをしたり、絵をかいたりしているとき。

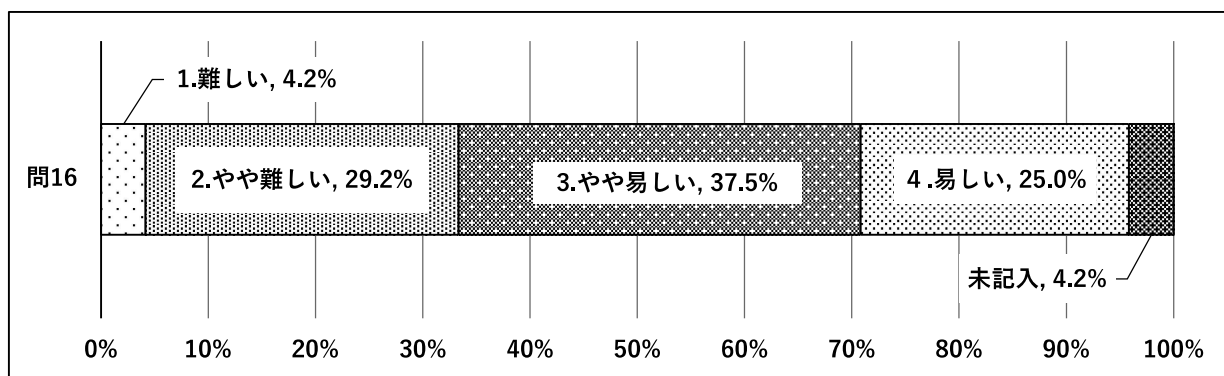
問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



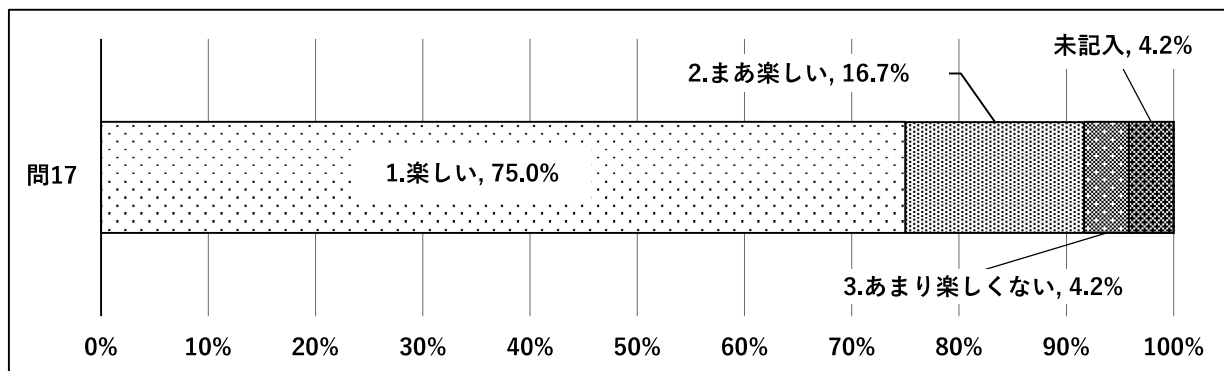
問15 ここから学校に通っていますか。



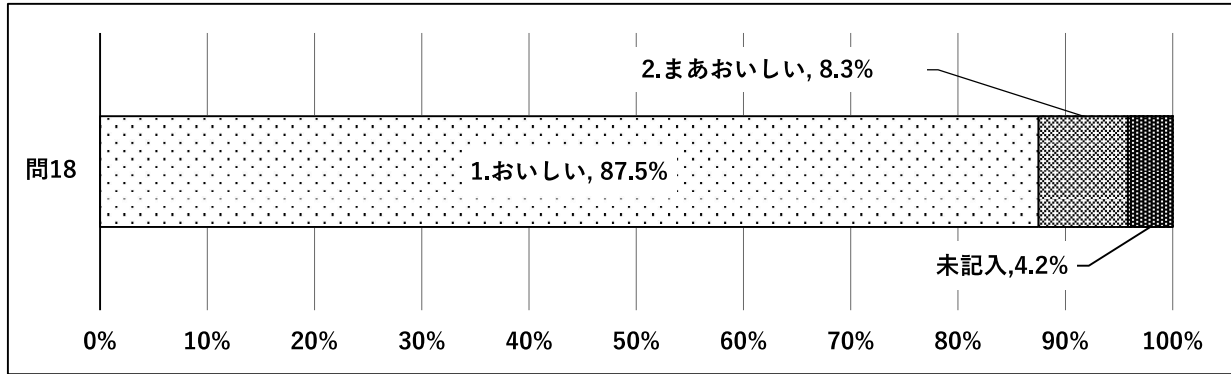
問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



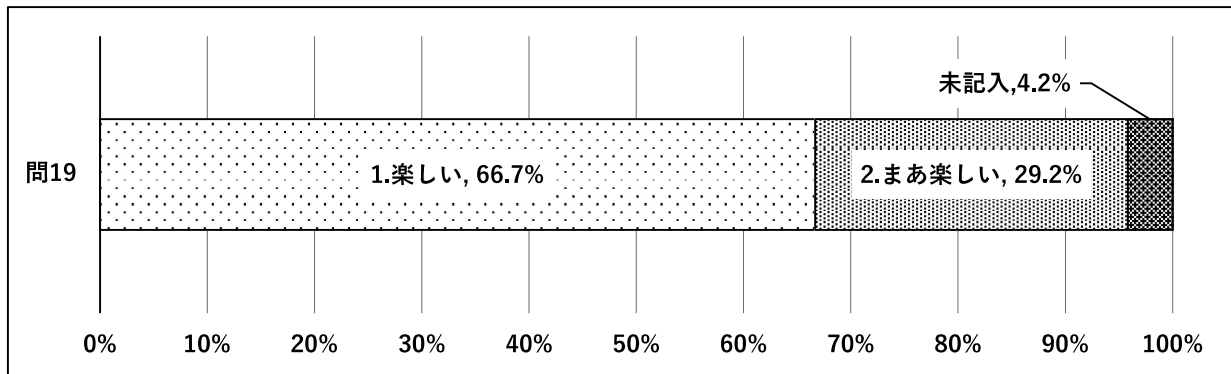
問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



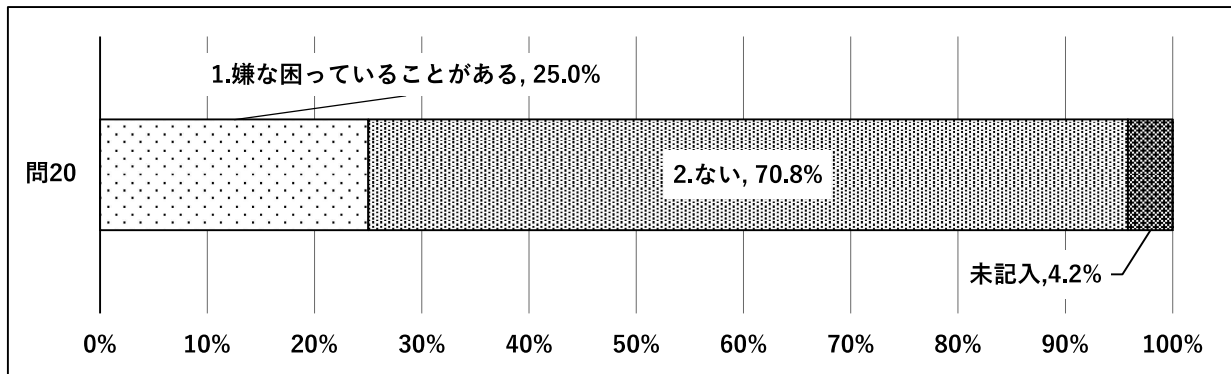
問18 食事はおいしいですか。



問19 食事の時間は楽しいですか。



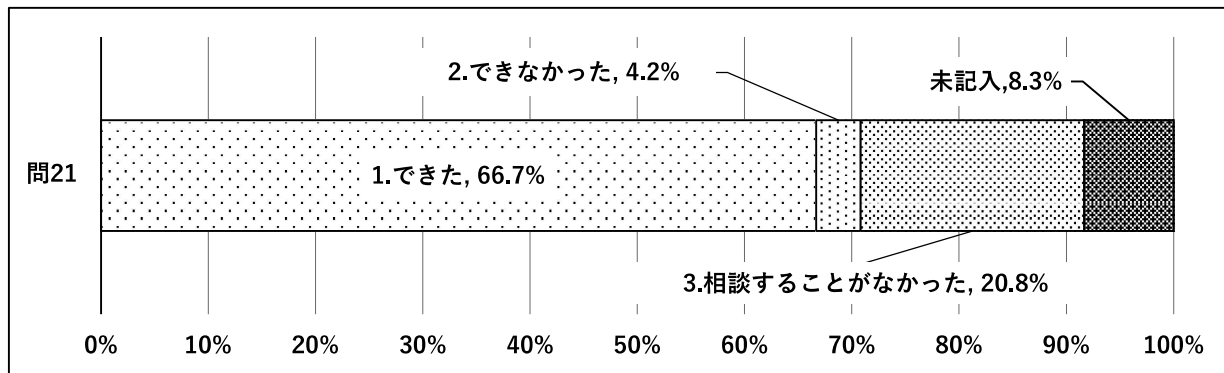
問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



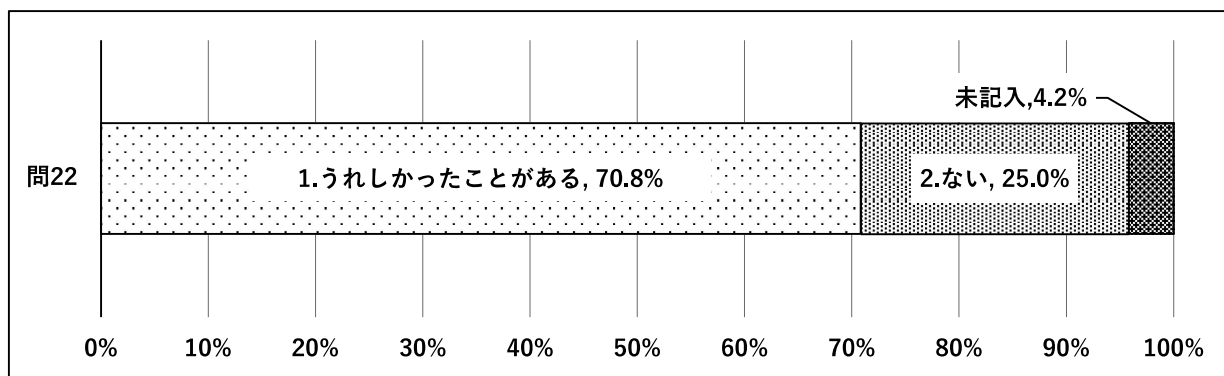
(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
体をさわってくること
けんこうかんさつきかん
↑
きらい
トラブルが起きやすい
べんきょうがむずかしい
スマホがさわれないこと
うるさいです。しつこいです。うざいです。いじめです。

問21 不安なことや困ったことなどがあつた時に職員に相談できましたか。



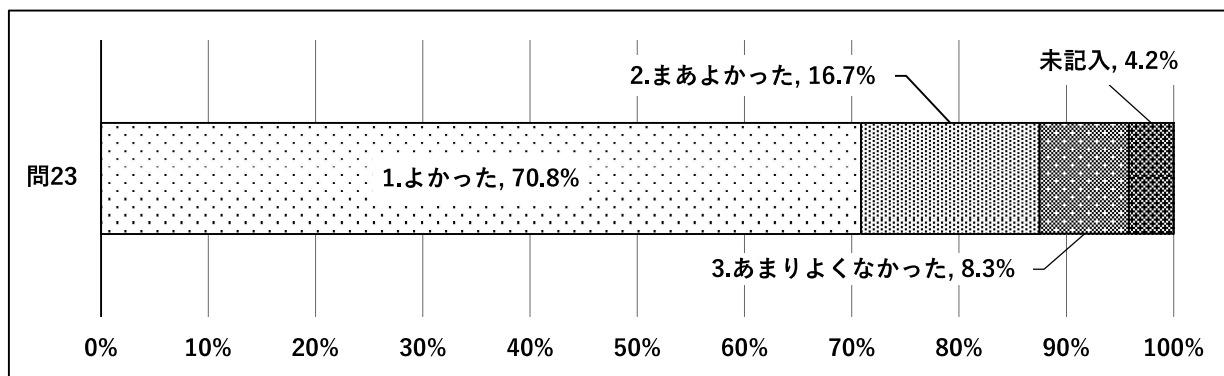
問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
困っている時などに話を聞いてくれること
三食ごはんが食べれたりおやつと食べれたりすること
ぜんぶ
きちんと話を聞いてもらえること。
レゴブロックでお友達と遊べた
DVD 見れて嬉しかったです。
はしたたこと
みんなと遊ぶこと。
セイサク
おもちゃ
一時ほごしょのみんなとあそんだこと
みんなとあそんだ。
サッカーができた
ともだちができてうれしい
ゲームが来た時
好きなごはんが出た時
メシが食べれる事です。
おやつにアイスが出たこと。

問23 ここでの生活(全体をととして)はどうでしたか。



問24 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
ないです。
学校に通いたい みんなで外に行って公園でブランコなどをして遊びたい 男子フロアに置いてある漫画も自由に読みたい
男子ともたまにあそびたい けんこうかんさつきらい ゲームとすまほさわりたい
問5：3.されなかった なんかいもきてるから？！
土日の日課を平日と同じにして欲しい。
外出がしたい
なし
・レゴブロックがもっとたくさんあると良い
スマホに触れる時間が欲しい。制限は主に自由時間が特にやりたいです。
べんきょうがみじかくなっておいしい
おもちゃをもっとふやしてほしい
ごはんやおやつのリポートリーが増えたらうれしい。 音楽を増やしてほしい
部屋でテレビを見れるようにしたいです。 先生がうざい所をかえてほしいです。